



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年2月28日金曜日 第83号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....	(都市整備課).....99
建築士法施行細則の一部を改正する規則.....	(建築住宅課) ... 100

告 示

施術機関の指定.....	(保健福祉課) ... 107
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ... 107
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ... 107
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ... 107
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ... 108
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ... 108
建築士法第15条第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者.....	(建築住宅課) ... 117
建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者.....	(") ... 120
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ... 121
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ... 121
土地改良区の定款変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ... 122
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ... 122
道路の区域変更(県道横浜生名港線).....	(東予地方局今治土木事務所) ... 122
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ... 122
道路の供用開始(県道河中平井停車場線).....	(中予地方局管理課) ... 122
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ... 122
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ... 123
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ... 123
道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ... 123

規 則

○愛媛県規則第5号

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(連帯保証人) 第7条 省略 2 省略 3 連帯保証人の保証の範囲は、使用料及びその法定利率による延滞利息、損害賠償金その他許可に係る義務を含むものとする。ただし、知事が別にその範囲を定める場合は、この限りでない。 (保証金) 第8条 省略 2 前項の保証金は、未納使用料及びその法定利率による延滞利息、損害賠償金その他知事が設置(管理)者に代わつて行つた許可に係る義務行為の費用に充当するものとする。ただし、知事が別にその範囲を定めるときは、この限りでない。	(連帯保証人) 第7条 省略 2 省略 3 連帯保証人の保証の範囲は、使用料及びその年5分による延滞利息、損害賠償金その他許可に係る義務を含むものとする。ただし、知事が別にその範囲を定める場合は、この限りでない。 (保証金) 第8条 省略 2 前項の保証金は、未納使用料及びその年5分の延滞利息、損害賠償金その他知事が設置(管理)者に代つて行つた許可に係る義務行為の費用に充当するものとする。ただし、知事が別にその範囲を定めるときは、この限りではない。

3～5 省略

3～5 省略

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る利息の利率については、改正後の愛媛県立都市公園条例施行規則第7条第3項及び第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県規則第6号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第4条 法第4条第3項 _____ の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による免許申請書に、<u>次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第16条第1項の規定により同項第1号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により同項に規定する書類を県指定試験機関に提出した場合で、これらの書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号に掲げる書類は添付を要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>知事又は県指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>次のア又はイのいずれかに掲げる書類</u></p> <p>ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</p> <p>イ 法第4条第4項第3号に該当する者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類</p> <p>(4) <u>第1号の2様式による実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び第1号の3様式による第三者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）</u></p> <p>2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「二級建築士等免許証用写真」という。）を貼付 _____ しなければならない。</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第4条 法第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による免許申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類 _____ を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項 _____ の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「二級建築士等免許証用写真」という。）を<u>ちよう付</u>しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定によつて二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の免許</p>

(登録事項)

第6条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格番号 (外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

(4)~(6) 省略

(県指定登録機関への書類の交付)

第12条の11 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) 省略

- (3) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の規定により当該報告書に添付された書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法をもつて行うことができる。

(県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第4条第1項及び第2項、第5条、第7条、第8条、第9条第5項並びに第10条の規定の適用については、第4条第1項中「、知事」とあるのは「、県指定登録機関」と、同条第2項、第5条、第7条、第8条、第9条第5項及び第10条中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は第3号様式による木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第7条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項及び第8条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11第1項の規定により第9条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

(二級建築士試験の方法)

第14条 省略

2・3 省略

4 学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した二級建築士試験(以下「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回(学科合格試験の建築設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(受験申込書)

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験(県指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二

申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。)

(登録事項)

第6条 名簿に登録する事項は、次の通りとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)

(4)~(6) 省略

(県指定登録機関への書類の交付)

第12条の11 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) 省略

- (3) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表 に記載された事項

(県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第4条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第5項及び第10条の規定の適用については、これらの規定

中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は第3号様式による木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第7条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項及び第8条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により第9条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

(二級建築士試験の方法)

第14条 省略

2・3 省略

4 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、第16条に規定する受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

(受験申込書)

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験(県指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二

級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第8号様式による受験申込書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1) 次の各号のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

イ 法第15条第2号に該当する者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 実務経歴書及び実務経歴証明書

(3) 申請前6月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 省略

(合格公示及び通知)

第17条 知事又は県指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の受験番号を公示し、本人に合格した旨を通知する。

2 省略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 省略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第16条第2項の受験申込書並びにその添付書類を添えなければならない。

3 第1項の報告書及び前項の規定により当該報告書に添付する書類の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

第1号様式(第4条、第5条関係) 二級建築士免許申請書 木造

(表)

省略

〔記入注意〕数字は、算用数字を用い、欄は記入せず、のある欄は該当するの中にレ印を付けてください。

Table with columns for registration type (e.g., 1 学歴), school name, department, and graduation date.

級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第8号様式による受験申込書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

(1) 次の各号の一に掲げる書類

ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代る適当な書類)

イ 法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 第9号様式による実務の経験を記載した書類

(3) 申請前6ヶ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの

2 省略

(合格公示及び通知)

第17条 知事又は県指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の受験番号を公示し、本人に合格証書を交付する。

2 省略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 省略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

3 第1項の報告書及び前項の添付書類の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

第1号様式(第4条関係) 二級建築士免許申請書 木造

(表)

省略

〔記入注意〕数字は、算用数字を用い、欄は記入せず、のある欄は該当するの中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、試験の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

Table with columns for registration type, school name, department, and graduation date.

申請する場合のみ記入				(修了)
				年 月 入学 年 月 卒業 (修了)
2 学歴+実務により申請する場合のみ記入	学校名	学部名 学科名	入学・卒業 (修了)年月	建築実務経験 期間の 合計
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	
3 実務により申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
4 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許 名称	免許 者名	免許の年月 日	資格認定書 の年月日
			年 月 日	年 月 日
欠格事由	1 省略			
	2 建築士法 _____ ある ない の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わ _____ 年 月 日 り、又は執行を受けることがなくなつた日			
	3~5 省略			
經由庁(機関)記載欄		登録機関記載欄		

(裏) 省略

注 省略

第8号様式(第16条関係) 二級 建築士試験受験申込書 木造

省略

省略				
愛媛県収入証紙 貼付欄 (消 印しないこ と。)	受付取扱者印	照合者印		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

試験	合格証 書日付	年 月 日	合格証 書番号	第 _____ 号
欠格事由	2 建築士法(昭和25年法律第202号) ある ない の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わ _____ 年 月 日 り、又は執行を受けることがなくなつた日			
	3~5 省略			
	審査		經由庁記載欄 責任者(職氏名) 印	
登録番 号	登録年 月日	年 月 日	受付番 号	

(裏) 省略

注 省略

第8号様式(第16条関係) 二級 建築士試験受験申込書 木造

省略

省略				
愛媛県収入証紙 ちよう付欄 (消 印しないこ と。)	受付 取扱 者印	学科試 験免除 申請者 記載欄	学 科 試 験	照合 者印
		合格 年	受験番 号	合格通 知番号
		年	第 号	第 号

注 1 記入は、青か黒のインク又はボールペンを用いて、か

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記入は、青若しくは黒のインク又はボールペンを用いて、楷書体で書くこと。

4 印欄は、記入しないこと。

5 この申込書の提出後に記載事項に変更があつた場合は、直ちにその旨を書面で通知すること。

い書体で書くこと。

2 印欄は、記入しないこと。

3 建築設計製図のみの受験者は、学科の試験の合格通知書を添付すること。

4 この申込書の提出後に記載事項に変更があつた場合は、直ちにその旨を書面で通知すること。

5 不用の文字は、抹消すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第9号様式を削る。

第2条 建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号の2様式(第4条、第16条関係) 実務経歴書

実 務 経 歴 書

[記入注意] この実務経歴書は、勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、手続が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法(昭和25年法律第202号)上の措置若しくは登録又は受験が認められない場合もあります。

私は、二級建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日 氏名.....
(署名)
愛媛県知事
愛媛県指定登録機関様
(名称)

勤 務 先 等

勤務先(部課名まで書くこと。)	所在地(番地まで書くこと。)	在職期間の合計		
		時 期	年月数	
		年 月から 年 月まで	年 月	
在職期間		地位・職名	建築実務の内容(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第1条の2)	
時 期	年月数			
年 月から 年 月まで	年 月			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			時 期	年月数
			年 月から 年 月まで	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(用途、構造、規模、担当業務等について、できるだけ具体的に書くこと。)				
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			時 期	年月数
			年 月から 年 月まで	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(用途、構造、規模、担当業務等について、できるだけ具体的に書くこと。)				
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			時 期	年月数
			年 月から 年 月まで	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(用途、構造、規模、担当業務等について、できるだけ具体的に書くこと。)				
※経由庁(機関)記載欄			※登録機関記載欄	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

第1号の3様式(第4条、第16条、第1号の2様式関係) 実務経歴証明書

実務経歴証明書

年 月 日

愛媛県知事
愛媛県指定登録機関
(名称)

様

証明者

印

住所又は所在地

電話番号

申請者との関係

下記の者が提出した^{二級}建築士免許申請書
^{木造}に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。
^{二級}建築士試験受験申込書
^{木造}

記

1 申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。

4 第三者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明すること。

5 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法(昭和25年法律第202号)上の処分又は告発の対象となり得ます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の免許の申請については、改正後の建築士法施行細則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者の学科の試験の免除については、改正後の建築士法施行細則第14条第4項(同規則第14条の2において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第172号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、
 施術機関を次のように指定した。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
宮 脇 史 弥	越智郡上島町岩城6036-2	令和元年12月17日

○愛媛県告示第173号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
二 宮 整 形 外 科	宇和島市榊形町二丁目3-27	令和元年12月31日
粉 川 医 院	南宇和郡愛南町深浦250	令和2年1月16日
大 洲 さ つ き 薬 局	大洲市西大洲甲551番地1	令和2年1月20日

○愛媛県告示第175号

大規模小売店舗舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
mac 東温樋口店	東温市樋口字前川甲1357番地 外	大規模小売店舗の名称	mac 重信店	mac 東温樋口店	令和元年11月22日	令和2年2月13日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振

○愛媛県告示第174号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロプロチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類
- (2) N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] - N - フェニルペンタンアミド及びその塩類
- (3) (8 R) - 1 - アセチル - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 9 , 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキサミド及びその塩類
- (4) 1 - (1 , 3 - ベンゾジオキソール - 5 - イル) - 2 - (ブチルアミノ) ペンタン - 1 - オン及びその塩類
- (5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和2年2月29日

興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下住川 483 - 1497 - 2	北宇和郡鬼北町大字小倉 (次の図のとおり)	土石流
下柏田川 483 - 2167 - 2	北宇和郡鬼北町大字清延 (次の図のとおり)	土石流
西興野々川 483 - 2181	北宇和郡鬼北町大字興野々 (次の図のとおり)	土石流
下組川 483 - J 107 - 4	北宇和郡鬼北町大字国遠 (次の図のとおり)	土石流
南谷喜来川 483 - J 115	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流
南下鍵山川 485 - 1548	北宇和郡鬼北町大字下鍵山 (次の図のとおり)	土石流
中下鍵山川 485 - 1549	北宇和郡鬼北町大字下鍵山 (次の図のとおり)	土石流
岡屋敷川 485 - 2353 - 2	北宇和郡鬼北町大字下鍵山 (次の図のとおり)	土石流

西下本村川 485 - 2373 - 2	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流
-------------------------	----------------------------	-----

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
成藤 483 - 2290 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字成藤 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	成藤 483 - 2290 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字成藤 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下大野 483 - 2766 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下大野 483 - 2766 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上1 - 3483 - 2 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川上1 - 3483 - 2 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上1 - 4483 - 3 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川上1 - 4483 - 3 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上1 - 5483 - 4 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川上1 - 5483 - 4 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川上1 - 7483 - 6 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川上1 - 7483 - 6 ⁽¹⁾	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

玉井の 奥川 483 - 1454	北宇和 郡鬼北 町大字 清水 (次の 図のと おり)	土石流	玉井の 奥川 483 - 1454	北宇和 郡鬼北 町大字 清水 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下吉波 川 483 - 2163 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	下吉波 川 483 - 2163 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下久保 川 483 - 1488	北宇和 郡鬼北 町大字 久保 (次の 図のと おり)	土石流	下久保 川 483 - 1488	北宇和 郡鬼北 町大字 久保 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下吉波 川 483 - 2163 - 3	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	下吉波 川 483 - 2163 - 3	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下住川 483 - 1497 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 小倉 (次の 図のと おり)	土石流	下住川 483 - 1497 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 小倉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下吉波 川 483 - 2163 - 4	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	下吉波 川 483 - 2163 - 4	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西伊ゲ ノ奥川 483 - 1498	北宇和 郡鬼北 町大字 小倉 (次の 図のと おり)	土石流	西伊ゲ ノ奥川 483 - 1498	北宇和 郡鬼北 町大字 小倉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東船の 川 483 - 2164	北宇和 郡鬼北 町大字 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	東船の 川 483 - 2164	北宇和 郡鬼北 町大字 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北市の 又川 483 - 2154	北宇和 郡鬼北 町大字 芝・中 野川 (次の 図のと おり)	土石流	北市の 又川 483 - 2154	北宇和 郡鬼北 町大字 芝・中 野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下船の 川 483 - 2165	北宇和 郡鬼北 町大字 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	下船の 川 483 - 2165	北宇和 郡鬼北 町大字 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷山川 483 - 2156	北宇和 郡鬼北 町大字 奈良 (次の 図のと おり)	土石流	谷山川 483 - 2156	北宇和 郡鬼北 町大字 奈良 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下柏田 川 483 - 2167 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 清延 (次の 図のと おり)	土石流	下柏田 川 483 - 2167 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 清延 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下中奈 良川 483 - 2157	北宇和 郡鬼北 町大字 奈良 (次の 図のと おり)	土石流	下中奈 良川 483 - 2157	北宇和 郡鬼北 町大字 奈良 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西ヲモ 谷川 483 - 2170	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	西ヲモ 谷川 483 - 2170	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上北川 483 - 2158 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 北川 (次の 図のと おり)	土石流	上北川 483 - 2158 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 北川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南口ウ 谷川 483 - 2171 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	南口ウ 谷川 483 - 2171 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上北川 483 - 2158 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 北川 (次の 図のと おり)	土石流	上北川 483 - 2158 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 北川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南口ウ 谷川 483 - 2171 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	南口ウ 谷川 483 - 2171 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下丸山 川 483 - 2159	北宇和 郡鬼北 町大字 北川 (次の 図のと おり)	土石流	下丸山 川 483 - 2159	北宇和 郡鬼北 町大字 北川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	国遠川 483 - 2174	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	国遠川 483 - 2174	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東成川 483 - 2161	北宇和 郡鬼北 町大字 奈良 (次の 図のと おり)	土石流	東成川 483 - 2161	北宇和 郡鬼北 町大字 奈良 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	出目川 483 - 2175	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	出目川 483 - 2175	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下吉波 川 483 - 2163 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	下吉波 川 483 - 2163 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 西仲・ 東仲・ 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西谷喜 来川 483 - 2176 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 出目・ 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	西谷喜 来川 483 - 2176 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 出目・ 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

西谷喜来川 483 - 2176 - 2	北宇和郡鬼北町大字・国遠 (次の図のとおり)	土石流	西谷喜来川 483 - 2176 - 2	北宇和郡鬼北町大字・国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上長楽寺川 483 - 2194 - 1	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	上長楽寺川 483 - 2194 - 1	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東谷喜来川 483 - 2177	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	東谷喜来川 483 - 2177	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上長楽寺川 483 - 2194 - 2	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	上長楽寺川 483 - 2194 - 2	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上音無川 483 - 2178 - 1	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	上音無川 483 - 2178 - 1	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中生田川 483 - 2196	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	中生田川 483 - 2196	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上音無川 483 - 2178 - 2	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	上音無川 483 - 2178 - 2	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東法師庵川 483 - 2197	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	東法師庵川 483 - 2197	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西音無川 483 - 2179	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	西音無川 483 - 2179	北宇和郡鬼北町大字出目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西法師庵川 483 - 2198	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	西法師庵川 483 - 2198	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下南清水川 483 - 2184	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	下南清水川 483 - 2184	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南権台川 483 - 2200	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	南権台川 483 - 2200	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南清水川 483 - 2185	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	南清水川 483 - 2185	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南土屋川 483 - 2201 - 1	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	南土屋川 483 - 2201 - 1	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下清水川 483 - 2186	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	下清水川 483 - 2186	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南土屋川 483 - 2201 - 2	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	南土屋川 483 - 2201 - 2	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下畔屋川 483 - 2188	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	土石流	下畔屋川 483 - 2188	北宇和郡鬼北町大字畔屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西権台川 483 - 2202 - 1	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	西権台川 483 - 2202 - 1	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南下長楽寺川 483 - 2191	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	南下長楽寺川 483 - 2191	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西権台川 483 - 2202 - 2	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	西権台川 483 - 2202 - 2	北宇和郡鬼北町大字大宿 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下長楽寺川 483 - 2192	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	下長楽寺川 483 - 2192	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下生田川 483 - 2208	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	下生田川 483 - 2208	北宇和郡鬼北町大字生田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中長楽寺川 483 - 2193	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	中長楽寺川 483 - 2193	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東清水下組川 483 - 2210	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	東清水下組川 483 - 2210	北宇和郡鬼北町大字清水 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西椋谷川 483 - 2211	北宇和郡鬼北町大字西野々 (次の図のとおり)	土石流	西椋谷川 483 - 2211	北宇和郡鬼北町大字西野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西安森川 483 - 2226	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	西安森川 483 - 2226	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
椋谷川 483 - 2212 - 1	北宇和郡鬼北町大字西野々 (次の図のとおり)	土石流	椋谷川 483 - 2212 - 1	北宇和郡鬼北町大字西野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	春木川 483 - 2227	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	春木川 483 - 2227	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
椋谷川 483 - 2212 - 2	北宇和郡鬼北町大字西野々 (次の図のとおり)	土石流	椋谷川 483 - 2212 - 2	北宇和郡鬼北町大字西野々 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西古用川 483 - 2230	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	西古用川 483 - 2230	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上堂ノ奥川 483 - 2213	北宇和郡鬼北町大字広見 (次の図のとおり)	土石流	上堂ノ奥川 483 - 2213	北宇和郡鬼北町大字広見 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東野地川 483 - 2233	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	東野地川 483 - 2233	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北下大野川 483 - 2218	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	北下大野川 483 - 2218	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東横山川 483 - 2235	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	東横山川 483 - 2235	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上東組川 483 - 2220	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	上東組川 483 - 2220	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上つづら川 483 - 2237	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	上つづら川 483 - 2237	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上小松川 483 - 2221	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	上小松川 483 - 2221	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	北つづら川 483 - 2238	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	北つづら川 483 - 2238	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下中組川 483 - 2222	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	下中組川 483 - 2222	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	つづら川 483 - 2239 - 1	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	つづら川 483 - 2239 - 1	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上中組川 483 - 2223 - 1	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	上中組川 483 - 2223 - 1	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	つづら川 483 - 2239 - 2	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	つづら川 483 - 2239 - 2	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上中組川 483 - 2223 - 2	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	上中組川 483 - 2223 - 2	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南つづら川 483 - 2240	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	南つづら川 483 - 2240	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上中組川 483 - 2223 - 3	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	上中組川 483 - 2223 - 3	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西野地川 483 - 2241	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	西野地川 483 - 2241	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下安森川 483 - 2224	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	下安森川 483 - 2224	北宇和郡鬼北町大字小松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	高瀬川 483 - 2242	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	高瀬川 483 - 2242	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西高瀬川 483 - 2243	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	西高瀬川 483 - 2243	北宇和郡鬼北町大字川上 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上ヲモ谷川 483 - J 097	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	上ヲモ谷川 483 - J 097	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東川奥 483 - 2244	北宇和郡鬼北町大字延川 (次の図のとおり)	土石流	東川奥 483 - 2244	北宇和郡鬼北町大字延川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	北ヲモ谷川 483 - J 098 - 1	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	北ヲモ谷川 483 - J 098 - 1	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東久保川 483 - 2246	北宇和郡鬼北町大字久保 (次の図のとおり)	土石流	東久保川 483 - 2246	北宇和郡鬼北町大字久保 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	北ヲモ谷川 483 - J 098 - 2	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	北ヲモ谷川 483 - J 098 - 2	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南久保川 483 - 2248	北宇和郡鬼北町大字久保 (次の図のとおり)	土石流	南久保川 483 - 2248	北宇和郡鬼北町大字久保 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東ヲモ谷川 483 - J 099	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	東ヲモ谷川 483 - J 099	北宇和郡鬼北町成藤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊ゲノ奥川 483 - 2252	北宇和郡鬼北町大字小倉 (次の図のとおり)	土石流	伊ゲノ奥川 483 - 2252	北宇和郡鬼北町大字小倉 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南表田川 483 - J 104	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	南表田川 483 - J 104	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥東谷川 483 - 2254	北宇和郡鬼北町大字北川 (次の図のとおり)	土石流	奥東谷川 483 - 2254	北宇和郡鬼北町大字北川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 1	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 1	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西芝川 483 - J 087	北宇和郡鬼北町大字芝・永野市 (次の図のとおり)	土石流	西芝川 483 - J 087	北宇和郡鬼北町大字芝・永野市 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 2	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 2	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田丸川 483 - J 090	北宇和郡鬼北町大字内田・近永 (次の図のとおり)	土石流	田丸川 483 - J 090	北宇和郡鬼北町大字内田・近永 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 3	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 3	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東勢波佐川 483 - J 091	北宇和郡鬼北町大字内深田 (次の図のとおり)	土石流	東勢波佐川 483 - J 091	北宇和郡鬼北町大字内深田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 4	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	ロウロウ谷川 483 - J 105 - 4	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北有瀬川 483 - J 092 - 1	北宇和郡鬼北町大字内田・東仲 (次の図のとおり)	土石流	北有瀬川 483 - J 092 - 1	北宇和郡鬼北町大字内田・東仲 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	表田川 483 - J 106 - 1	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	表田川 483 - J 106 - 1	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北有瀬川 483 - J 092 - 2	北宇和郡鬼北町大字内田・東仲 (次の図のとおり)	土石流	北有瀬川 483 - J 092 - 2	北宇和郡鬼北町大字内田・東仲 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	表田川 483 - J 106 - 2	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	表田川 483 - J 106 - 2	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村川 483 - J 093	北宇和郡鬼北町大字清延 (次の図のとおり)	土石流	本村川 483 - J 093	北宇和郡鬼北町大字清延 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下組川 483 - J 107 - 1	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	下組川 483 - J 107 - 1	北宇和郡鬼北町国遠 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

下組川 483 - J 107 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	下組川 483 - J 107 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上高皿 川 485 - 2335	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	上高皿 川 485 - 2335	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下組川 483 - J 107 - 3	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	下組川 483 - J 107 - 3	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	相林川 485 - 2336	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	相林川 485 - 2336	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
太田川 483 - J 108	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	太田川 483 - J 108	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下黒川 川 485 - 2339	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	下黒川 川 485 - 2339	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
国遠川 483 - J 109	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	国遠川 483 - J 109	北宇和 郡鬼北 町大字 国遠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	中屋敷 川 485 - 2342	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	中屋敷 川 485 - 2342	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北音無 川 483 - J 117 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	北音無 川 483 - J 117 - 1	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上中屋 敷川 485 - 2343	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	上中屋 敷川 485 - 2343	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北音無 川 483 - J 117 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	北音無 川 483 - J 117 - 2	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	北谷の 奥川 485 - 2345	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	北谷の 奥川 485 - 2345	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北音無 川 483 - J 117 - 3	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	北音無 川 483 - J 117 - 3	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	石打川 485 - 2346	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	石打川 485 - 2346	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東谷喜 来川 483 - J 119	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	東谷喜 来川 483 - J 119	北宇和 郡鬼北 町大字 出目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南石打 川 485 - 2347	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	南石打 川 485 - 2347	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
長瀬川 485 - 1541	北宇和 郡鬼北 町大字 上大野 (次の 図のと おり)	土石流	長瀬川 485 - 1541	北宇和 郡鬼北 町大字 上大野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下中の 川 485 - 2348	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	下中の 川 485 - 2348	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上面谷 川 485 - 1561	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	上面谷 川 485 - 1561	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下ノ 又川 485 - 2350	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	下ノ 又川 485 - 2350	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南藤川 485 - 1571	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川 中 (次の 図のと おり)	土石流	南藤川 485 - 1571	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川 中 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	宇津木 川 485 - 2351	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	宇津木 川 485 - 2351	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東黒川 川 485 - 2334	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	東黒川 川 485 - 2334	北宇和 郡鬼北 町大字 上鍵山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下面谷 川 485 - 2352	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	下面谷 川 485 - 2352	北宇和 郡鬼北 町大字 日向谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

岡屋敷川 485 - 2353 - 1	北宇和郡鬼北町大字下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	岡屋敷川 485 - 2353 - 1	北宇和郡鬼北町大字下鍵山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北下本村川 485 - 2354	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	北下本村川 485 - 2354	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西野々谷川 485 - 2355	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	西野々谷川 485 - 2355	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東野々谷川 485 - 2356	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	東野々谷川 485 - 2356	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西宮成川 485 - 2359	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	西宮成川 485 - 2359	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中藤川 485 - 2361	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	中藤川 485 - 2361	北宇和郡鬼北町大字父野川中 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上本村川 485 - 2363 - 1	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	上本村川 485 - 2363 - 1	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

上本村川 485 - 2363 - 2	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	上本村川 485 - 2363 - 2	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥板釣川 485 - 2364	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	奥板釣川 485 - 2364	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上板釣川 485 - 2366	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	上板釣川 485 - 2366	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
音地川 485 - 2367	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	音地川 485 - 2367	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上犬飼川 485 - 2369	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	上犬飼川 485 - 2369	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西下本村川 485 - 2373 - 1	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	西下本村川 485 - 2373 - 1	北宇和郡鬼北町大字父野川下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第178号

建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定(平成20年11月愛媛県告示第1668号)の一部を次のように改正し、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号の規定により同条第1号_____に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、告示の日から施行し、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定(昭和47年4月愛媛県告示第412号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後_____、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定</p>	<p>建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、告示の日から施行し、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定(昭和47年4月愛媛県告示第412号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号_____に規定</p>

する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学 校	科 目	年数
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年11月国土交通省告示第753号。以下「第1号告示」という。)の第1に規定する科目	省略
学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校	第1号告示第1 に規定する科目(第1号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年

注 科目の単位の計算方法は

、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成21年3

する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学 校	科 目	年数
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(平成20年6月国土交通省告示第743号。以下「第1号告示」という。)の第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第1号告示第1 に規定する科目	省略
	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(平成20年6月国土交通省告示第744号。以下「第2号告示」という。)の第1に規定する科目(第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	4年

注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(専門職大学及び短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の、同法による専門職大学にあっては専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の、同法による短期大学(専門職短期大学を除く。)にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の、同法による専門職短期大学にあっては専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準

の、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成21年3

月文部科学省告示第34号)の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業 年限	科 目	年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	1年	省略	
	2年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

注 省略

- 3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業 年限	科 目	年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	第1号告示第1に規定する科目	0年
	3年	第1号告示第1に規定する科目	0年
	2年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	1年

月文部科学省告示第34号)の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業 年限	科 目	年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	省略	
	1年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	2年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	1年	第2号告示第1に規定する科目	3年
	2年	第2号告示第1に規定する科目(第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	第2号告示第1に規定する科目(第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	5年

注 省略

- 3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業 年限	科 目	年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	2年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	第2号告示第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	第2号告示第1に規定する科目	3年
	2年	第2号告示第1に規定する科目(第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	4年

1年	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	2年
----	--	----

注 省略

4 省略

5 この告示の施行の日 _____ 前に旧告示1から9までに規定する課程に在学した者であつて、これらの課程を修めて卒業した

_____もの

6 1から5までに掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

1年	第2号告示第1に規定する科目(第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	5年
----	--	----

注 省略

4 省略

5 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧告示1から9までに規定する課程 _____

を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示1から9までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示1から9までに定める年数以上有することとなるもの

6 施行日から引き続き旧告示1から5まで及び7に規定する課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示1から5まで及び7に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 1から6までに掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

○愛媛県告示第179号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号の規定により同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中村時広

1 次の表の左欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学校	科目	年数
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年11月国土交通省告示第749号。以下「第1号告示」という。)の第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第1号告示第1に規定する科目	0年
	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年

学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年11月国土交通省告示第750号。以下「第2号告示」という。)の第1に規定する科目(第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	3年
----------------------	---	----

注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(専門職大学及び短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の、同法による専門職大学にあっては専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の、同法による短期大学(専門職短期大学を除く。)にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の、同法による専門職短期大学にあっては専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	科目	年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	第1号告示第1に規定する科目	0年
		第1号告示第1に規定する科目(第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	第2号告示第1に規定する科目	2年

学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	2年	第2号告示第1に規定する科目 (第2号告示第1各号中「20単位」 とあるのは、「15単位」と読み替 えるものとする。)	3年
	1年	第2号告示第1に規定する科目 (第2号告示第1各号中「20単位」 とあるのは、「10単位」と読み替 えるものとする。)	4年

注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては同省令の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	科目	年数
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	3年	第1号告示第1に規定する科目 (第1号告示第1各号中「40単位」 とあるのは、「30単位」と読み替 えるものとする。)	1年
	1年	第2号告示第1に規定する科目	2年
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	3年	第2号告示第1に規定する科目	2年
	2年	第2号告示第1に規定する科目 (第2号告示第1各号中「20単位」 とあるのは、「15単位」と読み替 えるものとする。)	3年
	1年	第2号告示第1に規定する科目 (第2号告示第1各号中「20単位」	4年

	とあるのは、「10単位」と読み替 えるものとする。)
--	-------------------------------

注 科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士
- 5 建築士法第15条第2号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定(平成20年11月愛媛県告示第1668号。以下「平成20年告示」という。)の施行の日前に平成20年告示による廃止前の建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定(昭和47年4月愛媛県告示第412号。以下「旧告示」という。)1から9までに規定する課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示1から9までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、同日以後に同日前の建築に関する実務の経験年数と同日以後の建築実務(同日からこの告示の施行の日の前日までの建築実務にあっては、建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)による改正前の建築士法第14条第1号に規定する建築実務に限る。6において同じ。)の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示1から9までに定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成20年告示の施行の日前から引き続き旧告示1から5まで及び7に規定する課程に在学する者で、同日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示1から5まで及び7に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 1から6までに掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

○愛媛県告示第180号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年2月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新居浜医療福祉生活協同組合	訪問看護リハステーション新田	愛媛県新居浜市新田町一丁目9番9号	令和2年1月1日	訪問看護

○愛媛県告示第181号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年2月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新居浜医療福祉生活協同組合	訪問看護リハステーション新田	愛媛県新居浜市新田町一丁目9番9号	令和2年1月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市船屋土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年2月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第183号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-27)第11147号	平成27年6月16日	織田建設興業	織田 弘光	今治市宮窪町宮窪5754-9	令和2年1月17日	土木工事業、建築工事業 大工工事業、左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 舗装工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般-29)第4984号	平成29年12月18日	(有)伊藤土木	徳永眞由美	新居浜市庄内町2-5-33	令和2年1月29日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名1880番1地先から 同町生名1884番6まで	旧	メートル 15.8~18.0	キロメートル 0.135	
		越智郡上島町生名1180番1地先から 同町生名1884番6まで	新	11.5~16.0	0.135	

○愛媛県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市垣生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年2月28日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2841番2地先から 同町甲2826番4まで	令和2年2月28日

○愛媛県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年2月28日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建(開)第44号 令和2年2月18日	伊予郡松前町大字西古泉字玉垣545番1	伊予郡松前町大字西古泉550番地3 株式会社 アキタ

○愛媛県告示第188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、一本松土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年2月28日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	内倉長蔵	南宇和郡愛南町正木1833番地
"	石河浩	南宇和郡愛南町増田2943番地
"	徳岡谷満	南宇和郡愛南町増田3635番地
"	本田伸宏	南宇和郡愛南町増田3130番地
"	溝垣克敏	南宇和郡愛南町小山789番地1
"	島津恵二	南宇和郡愛南町中川1844番地
"	田中一光	南宇和郡愛南町中川722番地
"	大西常文	南宇和郡愛南町広見754番地
"	高田守久	南宇和郡愛南町広見2867番地
"	岡原俊機	南宇和郡愛南町広見283番地
"	松本勝利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
"	和泉壽男	南宇和郡愛南町満倉2682番地
監事	藤岡章	南宇和郡愛南町正木2331番地
"	長尾英生	南宇和郡愛南町増田4010番地
"	土居尚行	南宇和郡愛南町広見2234番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	内倉長蔵	南宇和郡愛南町正木1833番地
"	石河浩	南宇和郡愛南町増田2943番地
"	徳岡谷満	南宇和郡愛南町増田3635番地
"	本田伸宏	南宇和郡愛南町増田3130番地
"	岩村晃稔	南宇和郡愛南町小山1138番地
"	島津恵二	南宇和郡愛南町中川1844番地
"	中西茂文	南宇和郡愛南町中川702番地
"	大西常文	南宇和郡愛南町広見754番地
"	高田守久	南宇和郡愛南町広見2867番地
"	岡原俊機	南宇和郡愛南町広見283番地
"	松本勝利	南宇和郡愛南町上大道1094番地
"	和泉壽男	南宇和郡愛南町満倉2682番地
監事	藤岡章	南宇和郡愛南町正木2331番地
"	長尾英生	南宇和郡愛南町増田4010番地
"	土居尚行	南宇和郡愛南町広見2234番地

○愛媛県告示第189号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年2月28日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山79番2から 同町横山87番3まで	令和2年2月28日